

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）手続きについて

建設労働者確保育成助成金とは建設労働者の雇用の改善や技能の向上を目的とし、技能講習や特別教育などを受講させた中小企業に対し経費や賃金の一部が助成される制度です。

対象となる建設事業主

1. 資本金額もしくは出資総額が3億円以下、または常時雇用する従業員300人以下
2. 「建設の事業」の雇用保険料率12/1000（平成30年度）の適用を受けている
3. 受講者が雇用保険に加入していること
4. 講習料金の支払いが事業主であること
5. 雇用保険料の支払いを滞納していないこと
6. 雇用管理責任者を選任していること

一人親方や同居の親族のみで建設事業を行う者は対象外です。詳しくは厚生労働省ホームページ「建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）」をご覧ください。経費助成と賃金助成がございます。

助成金申請の流れ

- 1 受給資格の確認 長野労働局職業安定部（TEL026-226-0866）またはハローワーク松本（TEL 0263-27-0111）に助成金の受給要件を満たしているか確認して下さい。
- 2 講習会の申込 事務局の商工会へ受講申請書類をお持ち下さい。
- 3 講習会を受講
- 4 申請書類を受け取る 労働技能講習協会より講習会受講後1ヶ月前後に助成金申請書類等を郵送にてお送りいたします。
- 5 関係書類一式を提出 申請書類に必要事項をご記入のうえ関係書類を添付し管轄の労働局等へ提出して下さい。提出期限は講習会受講後2ヶ月以内です。